

(別添 1－5)

電力受給契約書 (案)

長野県公営企業管理者 吉沢 正 (以下「甲」という。) と〇〇 (以下「乙」という。) とは、令和 8 年 (2026 年) 4 月 1 日から令和 9 年 (2027 年) 3 月 31 日までの間における、甲の小渋第 1 発電所、小渋第 2 発電所、裾花発電所、菅平発電所、奥裾花発電所、大鹿発電所、奥木曾発電所、大鹿第 2 発電所、松川ダム発電所、奈良井発電所及び与田切発電所 (以下「発電所」という。) の発生電力の受給について、次のとおり契約 (以下「本契約」という。) を締結する。

(電力の受給)

- 第 1 条 甲は、発電所の発生電力から各発電所内で使用する電力 (以下「所内用電力」という。) (各発電所が送電停止中に必要とする所内用電力を除く。) 及び長野県庁舎に自己託送する電力 (以下「自己託送電力」という。) を除いた電力を乙に供給し、乙はこれを受電する。
- 2 乙は、第 1 項で甲から電力を受電したときは、別添 1－4「需要追従供給電源の供給要領」により自己託送に係る需要追従供給 (P P A) のために必要な電力 (以下「需要追従電力」という。) に優先的に充てるものとする。
- 3 乙は別に定めるところにより長野県企業局北信発電管理事務所にある水素ステーション (及び世田谷区長の指定する施設) に第 1 項で甲から受電した電力を供給するものとする。

【括弧内は、本件契約に係る電力を世田谷区に販売する場合に記載する。】

(電力受給に関する協力)

- 第 2 条 甲及び乙は、本契約の規定に基づき電力の供給または受給を行うにあたり、法令、電力広域的運営推進機関の定める送配電等業務指針、中部電力パワーグリッド株式会社 (以下「中電 P G」という。) の定める託送供給等約款及び関連する諸規定を遵守し、信義誠実の原則に従い本契約を履行するものとする。
- 2 甲は、本契約の履行に当たり、託送供給等約款における発電者に関する規定を遵守する。
- 3 乙は、本契約の履行に当たり、託送供給等約款における発電契約者に関する規定を遵守する。
- 4 甲及び乙は、本契約に定める自らの義務履行のために必要な情報の提供を相手方に求めることができるものとし、相手方は、正当な理由がない限り、これに応ずるものとする。

(契約最大電力及び契約受給電力量)

第3条 甲が乙に供給する電力の契約最大電力及び契約受給電力量は、次のとおりとし、各発電所毎の月別契約受給電力量は、別表1に記載のとおりとする。

契約最大 電 力	令和8年(2026年)年4月1日から 令和9年(2027年)年3月31日まで	63,080 キロワット
-------------	---	--------------

契約受給 電 力 量	191,719,000 キロワット時
---------------	--------------------

(受給地点、受給地点別最大電力、電気方式等)

第4条 電力の受給は、別表2に示す各地点(以下「受給地点」という。)においてこれを行うものとし、受給地点ごとの発電形式、電気方式、最大電力、同時最大受電電力、周波数、電圧及び力率は、同表に記載のとおりとする。

(供給電力に係る計画の通知)

第5条 甲は、電力の供給に先立ち、乙が希望する年間、月間、週間及び翌日の供給電力に係る各種計画を乙が指定する方法により乙に通知する。なお、本契約において、翌日供給計画で甲から乙に通知される30分ごとの供給電力量を通告電力量という。

2 通知の内容、通知の期限及び計画変更時の対応については、別途甲と乙で締結する「電力受給契約に関する運用申合書」の規定に基づき対応するものとする。

(供給時間)

第6条 甲は、毎日24時間電力供給を行うものとする。ただし、電気工作物の点検及び手入れを必要とする場合は、あらかじめ甲及び乙が協議のうえ、電力の全部又は一部の供給を停止することができる。

(受給電力の計量及び算定)

第7条 毎月の受給電力量は、中電P Gが受給地点に施設した甲から乙への取引用電力量計(以下「計量器」という。)により計量した計量値から、あらかじめ自己託送電力量を差し引いて乙に通知される電力量とする。

2 受給電力量は、各発電所の計量地点における受給電力量の合計とする。

3 計量器の検針時点は毎月末日の24時とし、乙は中電P Gから受領した検針結果を甲へ通知するものとする。ただし、所有者が甲である計量器については、検針結果は甲から乙へ通知するものとする。

- 4 甲は、計量装置に故障が生じたときは直ちに乙にこれを通知するものとし、計量器の故障、取替えまたは試験等によって計量できない場合は、甲及び乙が妥当と認める方法により、受給電力量の協定を行うものとする。

(計量器)

第8条 計量器の取替えは、中電P Gが託送供給等約款に基づき順次進めることとし、取替え後の計量器の所有者は中電P Gとする。

- 2 計量器の設置及び利用並びに保守管理等に要する費用（以下「計量器関連費用」という。）について、託送供給等約款の規定に基づき中電P Gから乙が請求を受けた場合は、乙は中電P Gより請求を受けた金額に相当する金額を、工事を伴うものについては工事着手前までに、工事を伴わないものについては乙が別に定める支払期限までに、甲は乙に支払うものとする。

- 3 計量器と、乙から甲へ供給する電力の計量に必要な装置を共用する場合で、当該設備の共用部分に関し計量器関連費用が発生するときは、前項の定めにかかわらず、その費用の全額を甲と中電P Gの双方が折半して負担するものとする。ただし、甲の希望による当該共用設備の取付位置変更又は発電設備の増減設等の事情によりその費用が発生する場合の負担方法は、前項に準じて取り扱うものとする。

(記録の通報及び保持)

第9条 甲及び乙は、電力受給上必要な時間毎の記録を相手方に通知するとともに、所定の様式の電力受給日誌を備えて電力受給に関する事項を明確に記録する。

(非化石証書)

第10条 発電所から発生した電力の非化石価値は、全量、乙又は甲及び乙が別途認める小売電気事業者に帰属するものとする。

- 2 甲は、毎月の受給電力量に対して、国が業務委託する認証機関から別途指定された日までに非F I T非化石電力量認定申請を実施し、認証機関から非化石認定を受けるものとする。
- 3 乙は、前項に定める非化石認定を確認した後、電力量を証明する通知書（任意様式）を甲へ通知するものとし、甲は一般社団法人日本卸電力取引所の指定する方法により、乙に非化石価値を移転させるものとする。

(料金及びその支払)

第11条 乙は、本契約による料金を甲に支払うものとする。ただし、第1条第2項の需要追従電力に係る料金については、無償とする。また、乙が甲に支払う各月の料金は、次の各号に定める料金の合計額から次条で算定した金額を控除した金額に、第14条の規

定で定める消費税等相当額を加算したものとする。

【料金の計算方法については別途協議】

- 2 甲は、前項により算定した各月の料金を次に定める通知期日までに乙に書面をもって通知し、乙は、次に定める支払期日までにこれを甲に支払う。ただし、乙が通知期日以降に通知書を受領した場合は、乙は、通知書受領日の翌日から起算して10日を経過する日までにこれを甲に支払う。

【通知期日及び支払期日については別途協議】

- 3 乙は、乙が第1項に定める料金を前項に定める支払期限までに支払わない場合は、支払期限の翌日から起算して支払の行われた日までの日数に応じ年2.5%の割合を乗じて得た額の延滞金を甲に支払う。
- 4 第7条の規定により算定された月間の受給電力量が前月及び前々月と比べて大幅に少ない等、甲に疑義等が発生した場合、甲は自らの費用と責任で中電P Gにデータの欠落等の有無について確認するものとし、乙はデータの正確性について確認義務を負わない。
- 5 乙は、乙の過失なく、甲が中電P Gに対する電力の供給をできない場合（出力抑制や送電網の容量超過による送電不能事態を含む。）、料金等の支払義務を負わないものとする。

（容量市場の取扱い）

- 第11条の2 甲と電力広域的運営推進機関が締結した容量確保契約により甲が得る収入については、本契約による清算は行わないことから、本契約による料金は、容量市場におけるkW価値を除いたものとして取り扱うものとする。
- 2 乙は、甲と電力広域的運営推進機関との容量確保契約に基づき、甲に課されるリクワイアメント（容量提供事業者に求められる要件）及びアセスメント（リクワイアメントの達成状況の確認・評価）について理解し、誠実に運用及び業務への協力を行うものとする。また、容量ひっ迫時には、電力広域的運用推進機関への発電計画（前日計画及び当日計画）の変更等を行うものとする。

（系統連系受電契約の締結）

- 第11条の3 乙は、中電P Gを代理して、甲との間で、系統連系受電契約を締結する。
- 2 甲が新たに系統連系受電契約を希望する場合又は当該契約の内容に変更が生じる場合、甲は契約の締結または変更について、乙に申し出るものとする。

- 3 乙は、甲から系統連系受電契約を変更する旨の申入れを受けた場合、発電量調整供給契約の変更として中電P Gに申出を行う。
- 4 託送供給等約款に基づき中電P Gが甲との系統連系受電契約を解約する場合、甲の当該発電場所に係る発電量調整供給契約は変更されるものとする。
- 5 甲は、系統連系受電契約の消滅後に接続された電力を中電P Gが無償で受電することを承諾するものとする。

(系統連系受電サービス料金の支払)

- 第 11 条の 4 乙が受電する電力の対価は、第 11 条に基づき算定される料金に、系統連系受電サービス料金相当額を加算した金額とする。
- 2 甲は、中電P Gが必要と認めた場合を除き、系統連系受電サービス料金、契約超過金及び延滞利息（以下「系統連系受電サービス料金等」という。）を中電P Gへ支払う業務を乙に委託する。
 - 3 乙は、系統連系受電サービス料金等を甲から受領し、中電P Gがあらかじめ定める期日までに甲に代わり、中電P Gに支払う業務を甲から無償で受託する。ただし、中電P Gが必要と認めた場合で甲が自ら中電P Gに支払うときを除く。
 - 4 乙は、毎月、中電P Gから通知があった都度、系統連系受電サービス料金等を甲に通知するものとし、当該通知日に、系統連系受電サービス料金相当額については当該料金と対当額で相殺することによって甲から乙への支払が行われたものとみなす。

(F I Pプレミアムの取扱い)

- 第 11 条の 5 与田切発電所のF I P制度適用に関して支払われる供給促進交付金（プレミアム）については、すべて甲に属するものとする。

(料金の割戻し)

- 第 12 条 甲は、次の各号に定めるとおり割戻しを行う。

**【料金の割戻しに関しては、プロポーザルにおける
インバランスなどの提案を踏まえて別途協議】**

(単位及び端数処理)

- 第 13 条 第 11 条の規定で定める 1 キロワット時当たりの単価の単位は 1 銭とし、その端数は小数第 1 位を四捨五入する。
- 2 第 11 条の規定で定める電力量料金及び非化石価値は、10 銭位を四捨五入し円単位とする。
 - 3 電力量の単位は、1 キロワット時とし小数第 1 位を四捨五入する。

4 第 14 条の規定で定める消費税等相当額は、円未満切捨てとする。

(消費税等相当額)

第 14 条 本契約における消費税等相当額とは、消費税法の規定に基づき課される消費税及び地方税法の規定により課される地方消費税に相当する金額をいう。

(契約の有効期間)

第 15 条 本契約の有効期間は、令和 8 年（2026 年）4 月 1 日から令和 9 年（2027 年）3 月 31 日までとする。

(債権債務)

第 16 条 本契約期間中の料金その他の債権債務は、本契約の終了によって消滅しないものとする。

(反社会的勢力の排除)

第 17 条 甲及び乙は、相手方が反社会的勢力（暴力団、暴力団員、暴力団員でなくなった時から 5 年を経過しない者、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋等、社会運動等標ぼうゴロ、特殊知能暴力集団、その他これらに準ずる者をいう。以下同じ。）に該当し、または反社会的勢力と次の各号のいずれかに定める関係を有することが判明した場合には、ただちにこの契約を解除することができる。

- (1) 反社会的勢力が経営を支配していると認められるとき
- (2) 反社会的勢力が経営に実質的に関与していると認められるとき
- (3) 自己もしくは第三者の不正の利益を図り、または第三者に損害を加える等、反社会的勢力を利用していると認められるとき
- (4) 反社会的勢力に対して資金等を提供し、または便宜を供与する等の関与をしていると認められるとき
- (5) その他役員等または経営に実質的に関与している者が、反社会的勢力と社会的に非難されるべき関係を有しているとき

2 甲及び乙は、相手方が自らまたは第三者を利用して次の各号のいずれかに定める行為をした場合には、ただちにこの契約を解除することができる。

- (1) 暴力的な要求行為
- (2) 法的な責任を超えた不当な要求行為
- (3) 取引に関して脅迫的な言動をし、または暴力を用いる行為
- (4) 風説を流布し、偽計または威力を用いて相手方の信用を毀損し、または相手方の業務を妨害する行為
- (5) その他前各号に準ずる行為

- 3 甲及び乙は、自己が将来にわたり前二項の規定に該当しないことを表明・確約する。
- 4 甲及び乙は、相手方が第1項または第2項の規定に該当すると疑われる合理的な事情がある場合には、その該当の有無につき、相手方に対して調査を行うことができ、相手方はこれに協力し、調査に必要な資料を提供しなければならない。また、甲及び乙は、自らが第1項又は第2項の規定に該当し又はそのおそれがあることが判明した場合には、相手方に対し、ただちにその旨を通知するものとする。
- 5 甲及び乙は、相手方が前項の規定に違反した場合は、ただちにこの契約を解除することができる。
- 6 甲及び乙は、自己が反社会的勢力から不当要求または業務妨害等の不当介入を受けた場合は、これを拒否し、不当介入があった時点で、すみやかに不当介入の事実を相手方に報告し、相手方の捜査機関への通報に必要な協力を行うものとする。
- 7 甲及び乙が前項の規定に違反した場合には、相手方は、ただちにこの契約を解除することができる。
- 8 甲及び乙が前各項の規定によりこの契約を解除した場合、解除された当事者は、解除した当事者に対して損害賠償を請求することができず、また解除により解除した当事者に損害が生じたときは、その損害を賠償するものとする。

(守秘義務)

- 第18条 甲及び乙は、次の各号に該当する情報を除き、本契約の内容その他本契約に関する一切の事項及び本契約に関連して知り得た相手方に関する情報について、相手方の事前の書面による同意なくして、第三者に開示してはならない。ただし、(a)適用法令に基づく開示要求に従ってこれを開示する場合、(b)甲が、甲の弁護士、公認会計士、税理士、アドバイザー、取引先金融機関等、及びその役員、従業員等に対して開示をする場合、並びに(c)乙が、乙の弁護士、公認会計士、税理士等、又は乙から委託を受けて本契約にかかる業務を実施する者（委託先の役員及び従業員並びに再委託先等を含む。）(d)接続請求電気事業者に対して開示する場合は、この限りではない。ただし、(b)又は(c)に基づく開示については、開示先が適用法令に基づき守秘義務を負う者である場合を除き、開示先に対し本条と同様の守秘義務を課すことを条件とする。
- (1) 相手方から開示を受けた際、すでに自ら有していた情報又はすでに公知となっていた情報
 - (2) 相手方から開示を受けた後に、自らの責めによらず公知になった情報
 - (3) 秘密保持の義務を負わない第三者から秘密保持の義務を負わずして入手した情報
- 2 本条に基づく甲及び乙の義務は、本契約の終了後も相手方の書面による事前の承諾がない限り、存続するものとする。

(守秘義務からの除外情報)

第 19 条 前条の規定にかかわらず、甲は、乙が、本取引において甲を選定し紐づけられた需要家に対し、甲の発電所の名前、エネルギー源、発電場所、発電容量、設備の稼働開始時期及び発電期間、当該発電所からの供給電力量及び供給時間（以下「除外情報」という。）を開示することを承諾する。

2 甲は、紐づけられた需要家が、前項に基づき開示を受けた除外情報を、かかる需要家の広告・宣伝のために、第三者に開示することを承諾する。

（準拠法、裁判管轄）

第 20 条 本契約は、日本法に準拠し、これに従って解釈される。

2 甲及び乙は、本契約に関する一切の紛争について、長野地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とすることに合意する。

（本契約に関連する契約）

第 21 条 甲及び乙は、本契約のほか、契約の履行に関して必要な事項について、別途契約書、協定書もしくは申合書を締結する。

（その他）

第 22 条 本契約に定めのない事項又は本契約の解釈に関し当事者間に疑義が発生した場合には、甲及び乙は誠実に協議するものとする。

この契約の締結を証するため、契約書 2 通を作成し、甲及び乙が両者記名押印の上、各自 1 通を保有するものとする。

年 月 日

長野県長野市大字南長野字幅下 692 番地 2

甲 長野県公営企業管理者 吉沢 正 印

乙

別表 1

月 別 受 給 契 約 電 力 量

[kWh]

月	小渋第1	小渋第2	裾花	菅平	奥裾花	大鹿	奥木曽	大鹿第2	松川ダム	奈良井	与田切	計	
													うち PPA 電力量
4	625,000	2,294,000	8,487,000	1,475,000	1,094,000	3,122,000	2,598,000	1,884,000	412,000	568,000	2,298,000	24,857,000	104,000
5	1,280,000	4,200,000	7,206,000	1,990,000	880,000	2,914,000	3,186,000	2,167,000	562,000	579,000	2,662,000	27,626,000	108,000
6	563,000	2,480,000	4,742,000	1,421,000	324,000	1,948,000	2,178,000	1,978,000	495,000	517,000	1,549,000	18,195,000	134,000
7	791,000	3,301,000	4,612,000	1,602,000	269,000	3,432,000	2,297,000	2,281,000	576,000	560,000	911,000	20,632,000	142,000
8	986,000	3,320,000	3,196,000	1,898,000	114,000	1,438,000	1,745,000	1,766,000	379,000	500,000	1,380,000	16,722,000	195,000
9	1,053,000	3,440,000	2,987,000	1,605,000	97,000	2,363,000	1,725,000	1,693,000	432,000	0	2,091,000	17,486,000	171,000
10	1,104,000	3,501,000	2,812,000	796,000	125,000	2,783,000	845,000	1,517,000	461,000	0	1,785,000	15,729,000	89,000
11	695,000	2,050,000	1,592,000	0	82,000	1,332,000	601,000	756,000	86,000	0	1,361,000	8,555,000	97,000
12	591,000	1,687,000	1,835,000	0	106,000	1,657,000	468,000	734,000	7,000	0	1,030,000	8,115,000	128,000
1	735,000	2,181,000	2,975,000	0	50,000	1,020,000	635,000	425,000	5,000	0	997,000	9,023,000	146,000
2	453,000	2,031,000	3,819,000	0	140,000	775,000	552,000	362,000	5,000	0	890,000	9,027,000	171,000
3	555,000	1,448,000	6,922,000	1,061,000	497,000	1,800,000	823,000	1,156,000	79,000	0	1,411,000	15,752,000	124,000
計	9,431,000	31,933,000	51,185,000	11,848,000	3,778,000	24,584,000	17,653,000	16,719,000	3,499,000	2,724,000	18,365,000	191,719,000	1,609,000

別表 2

受 給 地 点 明 細 表

発電所名	小渋第 1	小渋第 2	裾花	菅平	奥裾花	大鹿	奥木曾
発電形式	ダム式	ダム水路式	ダム式	ダム水路式	ダム式	水路式	ダム式
所在地	長野県下伊那郡 松川町生田 3441 の 132	長野県下伊那郡 松川町生田 541 の 3	長野県長野市 大字小鍋字神白沖 3479 の 8	長野県上田市 真田町長字山吹 185	長野県長野市 鬼無里字上土倉 16942 の 2	長野県下伊那郡 大鹿村大字大河原 2350 の 70	長野県木曾郡 木祖村大字小木曾 1160 の 11
電気方式	交流 3 相 3 線式	交流 3 相 3 線式	交流 3 相 3 線式	交流 3 相 3 線式	交流 3 相 3 線式	交流 3 相 3 線式	交流 3 相 3 線式
最大電力	3, 000kW	7, 000kW	15, 500kW	5, 400kW	1, 700kW	10, 000kW	5, 050kW
同時最大 受電電力	3, 000kW	7, 000kW	16, 200kW	5, 400kW	1, 700kW	10, 000kW	5, 050kW
周波数	60Hz	60Hz	60Hz	60Hz	60Hz	60Hz	60Hz
電圧	22kV	22kV	33kV	77kV	33kV	22kV	77kV
力率	95%	90%	90%	90%	95%	95%	95%
廃止予定日							

発電所名	大鹿第 2	松川ダム	奈良井	与田切
発電形式	水路式	ダム式	ダム式	水路式
所在地	長野県下伊那郡 大鹿村大字鹿塩 647 の 1	長野県飯田市 上飯田押の沢山 8129 番の 1 地先	長野県塩尻市 大字奈良井字表塩 水 2782 番の 4	長野県上伊那郡 飯島町大字七久保 字横沢 3013 の 56
電気方式	交流 3 相 3 線式	交流 3 相 3 線式	交流 3 相 3 線式	交流 3 相 3 線式
最大電力	5, 000kW	1, 200kW	830kW	6, 600kW
同時最大 受電電力	5, 000kW	1, 181kW	820kW	7, 200kW
周波数	60Hz	60Hz	60Hz	60Hz
電圧	22kV	6kV	6kV	77kV
力率	95%	90%	90%	95%
廃止予定日				